## 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

## 企業職給料表 (一)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	21	18. 3	主事・技師	21			主事	
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	22	19. 1	主事・技師	22	43	37. 4	· 技 師	
3級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務	16	13. 9	主査・技術主査 主査・技術主査 (再任用)	12	20	17. 4	係長級	
4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術 主任主査の職務	13	11.3	計 主任主査・技術主任主査 主任主査・技術主任主査(再任用)	16 3 1				
				主幹・技術主幹	4 9				
	1 本庁の総括課長補佐、総括室長補佐、 総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は 技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長、総括技術次長、 次長又は技術次長の職務	31	27. 0	計 総括課長補佐・総括技術補佐 課長補佐・技術補佐 地方機関の総括次長・総括技術次長	9 1 3 8	40	34. 8	課長補佐級	
5級				地方機関の次長・技術次長 主幹・技術主幹 計	12 7 31				
6級	<ol> <li>本庁の課長又は室長の職務</li> <li>地方機関の長の職務</li> </ol>	5	4. 3	副参事 技術副参事 計	3	10	8. 7	課長級	
7級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は 室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務	5	4. 3	課長 地方機関の長 上広域水道事務所、下水道事務所	1 4				
8級	1 本庁の副局長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長 の職務	2	1. 7	副局長	2	2	1.7	副部長級	
9級	本庁の局長の職務	0	0.0	# <u>1</u>	0	0	0.0	部長	
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の 職務で人事委員会が認めるもの	0	0.0	<u> </u>	0			級	

## 企業職給料表 (二)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	臨床検査技師の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	技師
2級	<ol> <li>薬剤師の職務</li> <li>困難な業務を行う臨床検査技師の職務</li> </ol>	0	0.0	81				
3級	<ol> <li>技術主査の職務</li> <li>困難な業務を行う薬剤師の職務</li> <li>特に困難な業務を行う臨床検査 技師の職務</li> </ol>	0	0.0	司			25. 0	係長級
4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	1	25. 0	技術主査	1	1		
5級	<ol> <li>本庁の総括技術補佐又は技術補佐の 職務</li> <li>地方機関の総括技術次長又は技術次 長の職務</li> <li>技術主幹の職務</li> <li>困難な業務を行う技術主任主査の職務</li> </ol>	3	75. 0	地方機関の技術次長 技術主幹 計 計	0 1 2	3	75. 0	課長補佐級
6級	地方機関の長の職務	0	0.0	<u>8</u> +	0	0	0.0	課長級
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	0	0.0	al	0			
	숌 計	4	100				•	

\*構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## 企業職給料表 (三)

職務の級	標準的な職務	<u></u>	計	内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師等の職務	0	0.0	ald	- 0			
	技能又は経験を必要とする業務を行う 技師等の職務	0	0.0	ale	- 0		50.0	技
	相当の技能又は経験を必要とする業務 を行う技師等の職務	1	50.0	技師(再任用)	1	1	50.0	師
	高度の技能又は経験を必要とする業務を 行う技師等の職務	0	0.0	ate	- 0			
5級	技師(主任)等の職務	1	50. 0	技師(主任)	1	1	50. 0	技師 (主任)
	合 計	2	100				•	

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。